

奈良県広域水道企業団情報公開条例及び奈良県広域水道企業団行政不服審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月27日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第4号

奈良県広域水道企業団情報公開条例及び奈良県広域水道企業団行政不服審査会条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 奈良県広域水道企業団情報公開条例（令和6年1月条例第2号）第36条
- (2) 奈良県広域水道企業団行政不服審査会条例（令和7年2月条例第15号）第14条

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。